

第1章 都市計画とは？

1. まちづくりのルール

都市には、大勢の人が集まり、働き、学び、遊び、そして生活しています。大勢の人が生活している都市では、土地の使い方や建物の建て方に、共通のルールを定め、それをお互いに守っていかなければなりません。

また、都市で生活する上で、道路、公園、下水道などまちの機能を維持するため公共施設は欠かせません。このようなみんなに共通の都市施設は、住宅などの分布、人や物の流れ、他の都市との関係などを考えて、あらかじめ計画を立て、それに従って整備していく必要があります。

さらに、新しいまちをつくったり、古くなったまちをつくり直すには、まち全体の中でその地区の役割などを考え、計画的に進める必要があります。

このような土地の使い方や建物の建て方についてのルールをはじめ、まちづくりに必要な多くのことがらを、相互の関係を考えながら定めているのが「都市計画」です。

2. 都市計画区域

都市計画区域は、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤通学圏等の日常生活圏、主要な交通施設の設置状況等からみて、一体の都市として捉える必要がある区域について定めます。

本県の都市計画区域は、昭和5年4月15日の旧都市計画法による盛岡市の指定以来、県下の主要市町村が順次指定を受けており、平成28年3月31日現在で21都市計画区域14市10町1村に及んでいます。また、都市計画区域内人口は、平成28年3月31日現在で1,009,000人、県内総人口の約79%に達し、区域面積は236,811haで全県面積の約15%を占めています。

岩手県内都市計画区域略図

<都市計画区域の指定方針>

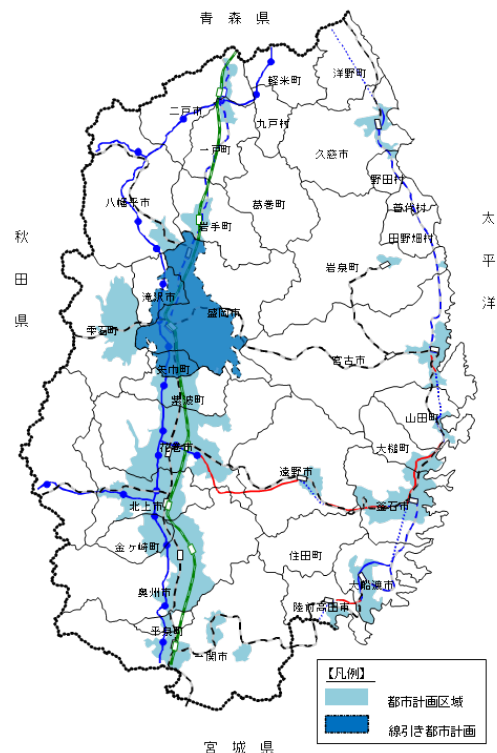
次の5つの視点から総合的に判断し、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域を指定すること。

- ①土地利用の状況及び見通し
- ②地形等の自然的条件
- ③通勤・通学等の日常生活圏
- ④主要な交通施設の設置状況
- ⑤社会的、経済的な区域の一体性等

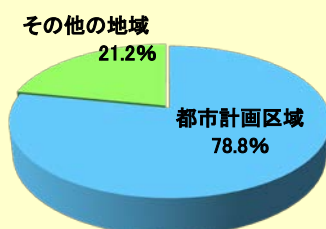
“これからのまちづくり”

住民は、一人ひとりがまちづくりの主役であり、行政と協働・連携してまちづくりを推進していかなければなりません。

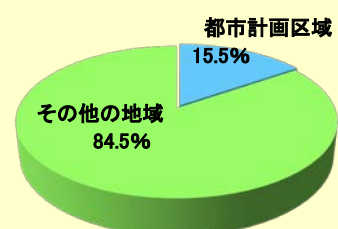
行政は、住民自らの主体的なまちづくりへの参画を促進するため、都市計画制度についての住民の理解を深めるとともに、まちづくりに参画しやすい環境を整備するため、都市計画に関する知識の普及と情報の提供に努めていきます。



●人口



●面積



第2章 都市計画で決めること

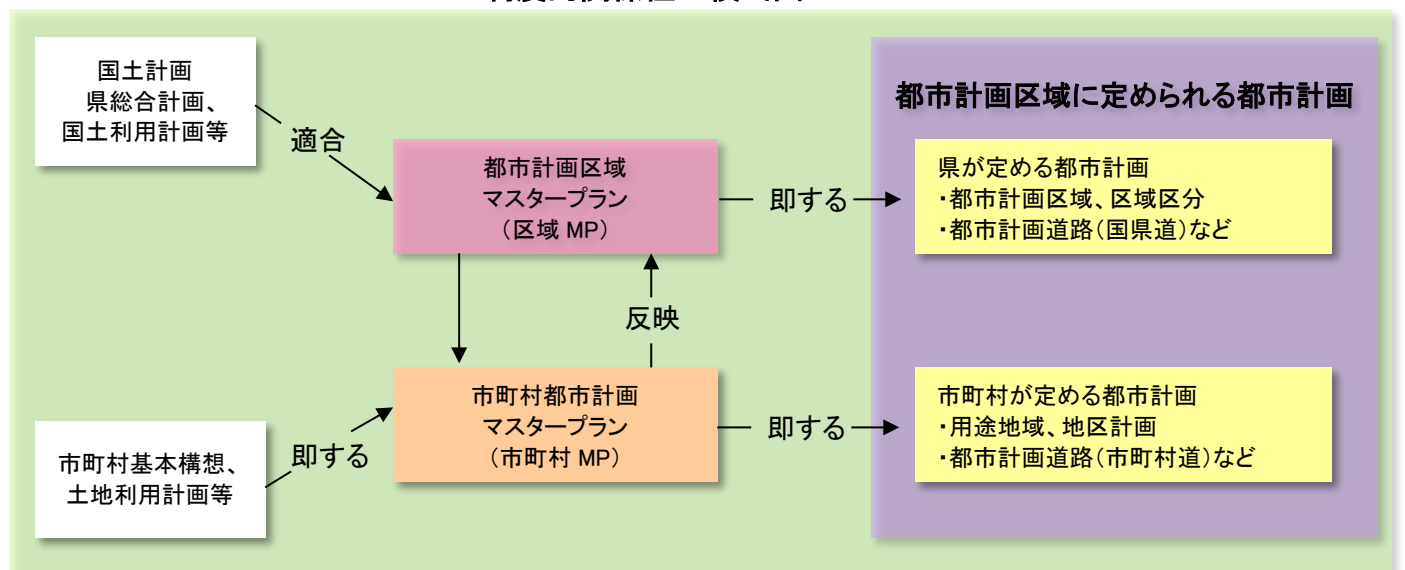
1. マスタープラン

(1) 都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープラン（「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）は、これからの土地利用のあり方や、道路、公園、下水道等都市に必要な公共施設の整備など、「将来のまちづくりの方針」を示すもので、都市計画区域ごとに定めることとなっています。

本県では、県内に21ある都市計画区域ごとに取りまとめた「都市計画区域マスタープラン」を策定しており、各都市計画区画で定める都市計画は、このマスタープランに即して定めることとされています。

制度的関係性の模式図



都市計画区域マスタープラン

都市計画区域(指定市町村)	都市計画区域の将来像
盛岡広域 (盛岡市・滝沢市・矢巾町)	豊富な自然環境に恵まれ、歴史と文化の香りに満ちた、北東北の拠点都市
紫波(紫波町)	共生・協働・交流により発展する快適環境都市
岩手(岩手町)	豊かな自然と調和した環境共生都市
雫石(雫石町)	恵まれた自然とゆとりある生活環境を活かしたまち
八幡平(八幡平市)	自然に包まれた快適環境都市
花巻(花巻市)	活力と交流を創造する快適都市イーハトーブはなまき
北上(北上市)	水と緑豊かな文化・技術の交流都市
奥州(奥州市)	希望と活力にあふれ歴史を感じられる田園に囲まれた健康文化都市
金ケ崎(金ケ崎町)	緑豊かで職・住・遊の近接した田園産業都市
一関(一関市・平泉町)	自然、歴史・文化を伝え、活力あふれる交流拠点都市
大船渡(大船渡市)	三陸リアスの海洋拠点都市
陸前高田(陸前高田市)	健康で文化の薫る海浜交流都市
釜石(釜石市)	人と技術が輝く海と緑の交流拠点都市
遠野(遠野市)	大自然にいだかれた民話の里の田園交流都市
大槌(大槌町)	水と緑を活かしたこだわりのある美しい都市(まち)
宮古(宮古市)	森・川・海の自然と共生し、活力に満ちた交流拠点都市
山田(山田町)	美しい海と共に人々が働き・憩う生活交流都市
岩泉(岩泉町)	森にいだかれた交流都市
久慈(久慈市・野田村)	風にそよぐ安心・快適な交流拠点都市
二戸(二戸市)	快適環境を備えた北岩手の交流拠点都市
一戸(一戸町)	人と自然と交流を育む都市(まち)いちのへ

（２）都市計画マスタープラン

都市計画マスタープラン（「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）とは、具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするもので、市町村の基本構想や、県が定める都市計画区域マスタープランに即して、都市計画区域をもつ市町村が定めるものです。

都市計画マスタープランの策定にあたっては、市町村が創意工夫のもとに住民の意見を反映させ定めることとされており、都市計画をはじめとするまちづくりの施策の基本となるものです。

（３）緑の基本計画

緑の基本計画は、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めるものです。

これにより、緑地の保全および緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。本県では、10市町で策定済みです。

＜計画の内容＞

- ◇緑地の保全及び緑化の目標
- ◇緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- ※地方公共団体の設置に係る都市公園の整備方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進に関する事項（注）
- ※特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- ※緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- ※緑化地域における緑化の推進に関する事項
- ※緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

（※については必要に応じて定めます。）

注：緑の基本計画に都市公園の整備の方針を定めた場合には、緑の基本計画に即して都市公園を設置することとされています。（都市公園法第3条第2項）



2. 都市計画の内容

都市計画の内容は、大きく三つに分けることができます。一つは市街化区域、市街化調整区域や用途地域、大規模な災害により被災した区域で、早期に健全な復興を図ることなど土地利用に関するもの、二つ目は道路・公園・下水道など都市施設に関するもの、三つ目は、土地区画整理事業、市街地再開発事業など市街地開発事業に関するものです。さらに地区レベルのまちづくりの計画である地区計画等を加え、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、必要なものを一体的総合的に定めます。

